

マルクス・レーニン主義通信

独占資本は、人事院勧告凍結を武器に「民間も賃上げ抑制」と「賃上げ凍結」の予防線を打ち出している。人勧凍結の反動的攻撃が、公務員労働者だけでなく労働者総体の前に立ちふさがっていることはもはや明らかである。総評民同、同盟の闘争回避を強制し、人勧凍結粉碎の闘いに決起せよ！

行革・臨調路線の
賃金抑制攻撃を許すな

賃金抑制攻撃が強まっている。独占資本の不況下での賃上げは困難、「中小企業の賃金支払い能力は限界にきており、中小企業の経営は深刻」(日経連)等、不況一経営危機－賃金抑制という論法がまかり通っている。

この先陣を切ったのが稻山経団連会長の発言である。十月十三日の記者会見で稻山は、人勧凍結に関連して「この際、公務員だけに賃上げをガマンしてもらうのではなく、われわれ全部が(賃上げを)ガマンしなければならない」と述べ、来年度も賃上げを凍結すべきであるとの持論を展開したのである。稻山は、九月にも人勧凍結に関連して民間労働者の賃上げ凍結を示唆しており、不況の犠牲を全て労働者に集中せんことあることに主張し続けていたのである。

又、稻山の「ガマンの哲学」に続いて、日経連・大規会長の「来年度の経済成長が2%ともいわれているのに、5%も出せるところがあるのかね。5%とれば、オの字ではないか」との発言等、独占資本は来春闘を賃上げ凍結に近い形で結着づけんとしている。こうした賃金抑制に対して同盟・田中書記長は、「公務員の賃金凍結を民間賃上げに波及させるのは、わが国の賃金決定ルールを無視した暴論だ」と反発している。しかし、公務員労働者の賃上げ凍結は承認しながら、それが民間労働者にも波及することだけを問題にするのは、官民分断－官公労働運動解体攻撃に手をかすことにはならない。

又、彼らは、「生産性原理」の理論を持つて、労働者を苛酷な労働に勤員してきた。生産の拡大が労働者の生活を豊かにするという

マルクス・レーニン主義通信

人勧凍結粉碎・労戦統一反対

総評の闘争圧殺と闘い ストライキを組織せよ

月刊 1部100円

共産主義者同盟(全国委)
マルクス・レーニン主義派編集発行人 目黒安雄
横浜港南郵便局私書箱16号

振替 横浜9-1371-19

もありうる状態という独占資本の現状把握から出ているのである。

こうした賃金抑制攻撃が、行革・臨調路線の一環であることは今や明白であろう。そして、それは、官民分断、官公労働運動の解体－帝国主義労働運動の育成として進行しているのである。

春闘共闘の形骸化

理論の反動性一ペテンはいまや明白となつている。独占資本、同盟・JC一体となつて遂行された「減量経営」は、労働者間の競争を強め、労働力商品の価値低下を強要し、差別・分断を拡大し、賃金奴隸の鉄鎖の強化をたらしたのであつた。労働者への労働苦、生活苦の強要是、労働者の憤激を不可避に高めざるをえず、ブルジョア組合主義者はそれ故、労働者の憤激を緩和させるためのページをとつてゐるのである。

IMF・JC(金属労協)の宮田議長は、「賃金の官民格差が5%以上開くと人事院は政府に勧告しなければならない。だから稻山さんは5%以下と言つたんだと思ひますよ。・・・今の経済情勢では大幅賃上げなんてできません」と、独占資本と同様に賃上げ抑制を謳つてゐるのである。そして、「失業者が救われるのなら、来春闘ではそれを実質賃金の上昇とみなす」と述べ、賃上げより雇用の確保を重視においていることを明らかにした。

賃上げより雇用の確保を、という発言は、かつて「減量経営」下の春闘でも登場していた。そして、賃金抑制、労働強化、失業の増加が進み、それに対して無力であるばかりか闘争抑制の手段にもなつたのである。このことを労働者は決して忘れてはいないであろう。

同盟・JCのブルジョア組合主義者は、行革・臨調路線の支持、兵器の国産化を謳う等、独占資本の尖兵となつてゐる。彼らが労働者の階級敵であることは明白白々である。

又、人勧凍結攻撃のなかで、官公労働運動解体の策動として「スト権付与」の発言が登場していることに注目しなければならない。

それは、官公労働運動のブルジョア化を見越し、更に国家財政の危機(「非常事態宣言」から人勧凍結が出されたように)から賃下げ

本号の内容

中曾根政権成立の意味するもの // 2頁
ブレジネフ時代の終えん // 3頁

刑法改「正」+拘禁二法を許すな // 4頁
強まる優生保護法改悪策動 // 5頁

全民労協を粉碎せよ // 6頁

危機打開の強権内閣 中曾根・軍拡内閣の発足

一月二七日、自民党総裁予備選に圧勝した中曾根を首相とする新政権が発足した。鈴木首相の退陣から中曾根政権成立の過程は、自民党の頽廃がとめどなく進行していることを証明した。党内抗争の唯一の争点は、非主流派の「田中批判」であった。だが中曾根の予備選での過半数を占める勝利は、不可避に田中派の自民党内での勢力を改めて承認せざる結果となつたのである。鈴木首相の退陣が日本帝国主義の根底的危機に根ざしていたこと、それ故中曾根政権は危機の強権的克服へ突き進む政権として登場したのである。

金権・軍拡・行革の新政権

中曾根政権は、田中派軍団の支持によつて成立した。そのことは、閣僚人事が物語つてゐる。

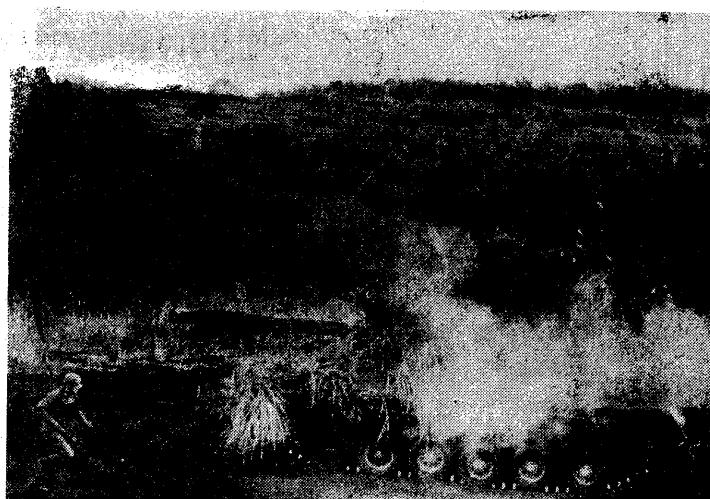
従つて中曾根政権の最大の特徴は、田中派による重要な閣僚ポストの制圧であり、それは又、田中元首相救済のための「ロッキードづぶし」政権に他ならない。元警察庁長官で田中元首相の腹心一後藤田の官房長官就任をはじめ、親田中派でロッキード裁判で田中擁護を固持した元警視総監一秦野の法相、更に、田中派の元大阪府警本部長一山本の自治相・国家公安委員長など、来年のロッキード判決に対応した閣僚配置を警察官僚出身者で固めるという布陣、しかも「灰色」高官加藤を入れることで福田派を抑えるとともに、党幹事長は、黒色の二階堂を留任させたなど、だということである。

谷川防衛庁長官は、「一%に固定的にこだわる必要はない、…周辺の環境変化で変わること」と軍事費の一%枠突破を謳い、中曾根は、「日米安保体制の維持」「自衛のための必要な質の高い防衛力整備」を所信表明演説で明らかにした。「自衛のため」の軍事力増強が、国際的な軍国主義化のなかで年々進展してきたこと、十一月中旬の東富士を見るとまでもなく日米共同軍事演習が陸、海、空でくりかえされ、日本の「防衛範囲」を北太平洋全域とし、それに必要な軍事力を整備する五六中業、更に、三沢基地へのF16配備、筑波大での軍事研究のための「国際関係学類」新設の文部省承認、軍需産業の育成等、これらは日本帝国主義が軍事大国に向つて突き進んでいることを明らかにしている。

又、行革に對して独占資本は、「いま一番大事なのは行政改革と財政再建。第二は外国との摩擦解消」（稻山経団連会長）と、行革の断行を第一に要請している。これに応えて中曾根は、「第三次答申を尊重し、当面、具体化を急ぐべき措置など諸改革の実現を図っていく。特に緊急を要する国鉄の事業再建については今国会で国鉄再建監理委を設置するなどを内容とする法律の成立を図る」等を明らかにしている。

中曾根は行革を国民的課題であり、「たくましい文化と福祉の国」をつくる突破口であると語っている。労働者大衆の「相互扶助と自立自助の精神」、「忍耐」「日本的な家庭線とは、労働者大衆に犠牲を強め、戦時国家への国家改造計画に他ならない」（通信）七五号参照）。

第三は、改憲策動を公然と促進する政権であるということである。自民党の改憲策動の頭目の一人、瀬戸山の文相起用は、この政権が改憲になみなみならぬ意欲をもつていて示している。瀬戸山は文相就任の会見で、憲法教育の「偏向」を批判し、党憲法調査会長という任務と閣僚との間には改憲論に對する考え方の変化はないことを明らかにしていた経過や、首相就任後の会見で改憲作業



東富士日米合同演習に出動した61式戦車

への意欲を示したことから、自主憲法期成議員同盟（会長・岸元首相）は、「自主憲法推進」を要請し、党大会の宣言で採用するよう働きかける方針を決めた。まさに「中曾根内閣こそ、改憲への新しい第一歩を踏み出してやれる」（植竹議員同盟顧問）と賛美してやまないのである。

中曾根政権は、独占資本にとって、危機打開のための強権的政権の確立という要請に応える政権である。中曾根は何をやるかわからぬと言われたこともあつた（「相対的安定期」には、いたずらな危険性はじゃまになるから）が、危機の時代にあって、軍拡論者、改憲論者、そして行革推進者として歴史的要請に応える「強い意志」をもつたブルジョア政治家であればこそ主流派の統一候補者たりえたのであった。

以上明らかなように中曾根政権の階級性格は、金権派、軍拡と行革の遂行政権であり、鈴木政権が敷いたレールの上を強権的に進む政治家であればこそ主流派の統一候補者たりえたのである。

ブルジョア改良政権か ブルジョア政府打倒か

中曾根政権に對して野党はこぞつて批判のボルテージをあげている。「角営内閣」「警察内閣」「田中曾根内閣」等々、中曾根政権への批難の大合唱が開始されている。

社会党、公明党は、「政治倫理」を無視した政権という点を第一に批判し、民社党は「主流三派との連合政権を夢想し、共産党は「党外の田中に支配された金権・腐敗の政権」だと批判している。

これらの批判は来年の選挙戦へと集約する内容であることは明らかである。なかでも、総評、共産党に代表される立場は、労働者にとって最も危険である。

総評は、「五野党と協力して臨時国会での闘いを強めるとともに、八三年政治決戦に向けて社会党を中心とした政権構想を打ち出し、中曾根政権と全面的に対決する」（富塚）ことを強調している。破産した「保革連合」構想を護持し、参院全国区の選挙制改悪を推進した社会党を支持する総評民同の反動性は明白である。

又、共産党は、「革新の共同闘争で『角営内閣』にたち向うべきときだ」と、「革新懇」一革新統一戦線の結成を呼びかけている。「

マルクス・レーニン主義通信

ブレジネフ時代の終焉
矛盾・対立は強まらざるをえない

十一月十日、ソ連共産党書記長・最高會議幹部会議長ブレジネフが死んだ。それは、〃抑圧〃・〃停滞〃で特徴づけられる一時代が終ったことを象徴している。そして、それは同時に、矛盾と対立の激化が避けられない時代の始まりを暗示しているのである。

フレジネス時代の特徴

「ノルマ時代の藝術を明るかにするには、フルシチヨフ時代と対比することが必要である。

れるよう、スターリンの負の遺産——警察・官僚機構の肥大化、集権的経済——を取り除くために、一連の「自由化」に着手した。彼は、工業管理の分権化、党機構と指導部の改革、軍隊の削減、秘密警察の縮小等を遂行せんとしたが、そのために支配層の利害と衝突し、失脚したのであった。

代わって登場したのがブレジネフである（一九六四年十月）。ブレジネフは、まず第一に、フルシチョフが手を加えた党機構を復原し、

イデオロギー統制を強めた。それは、フルシリヨフの要求が政治上の「自由化」に運動するものであり、官僚的軍事的独裁の維持のためには、不可欠だったたのである。

ブレジネフは、このような弾圧体制を基礎として、大衆の歓心を買うために一定程度の福祉を保障し、「相対的安定」を保ってきた。その象徴が、「全民国家」「社会主義的民主主義」を謳歌する七七年憲法に他ならない。社会主義が「福祉」と同義になってしまったのだ。

い軍備拡張である。ブレジネフ時代の軍事費は、年平均にして国民総生産（G.N.P.）の一
二一一四%を占め（米帝七%）、今や米帝に比肩する帝国主義的軍事大国に成長し、世界
全域の支配を可能としている。七九年末のア
フガニスタンへの軍事侵攻は、それを如実に
示すものであった。

第三に、このような軍事費による圧力は、
国民経済の停滞を余儀なくさせた。搾取・収
奪の強化と勤労者の労働意欲の減退、それに

結果と展望

労働力不足と世界不況が加重され、工業生産はマイナス成長の可能性すら生じ、農業は四年連続の不作に陥り、食糧不足は慢性化している。

更に、農産物の消費者価格や公共料金をえおき、その差額を補助金で補うことによって消費生活の向上を計ってきたが、今や補助金が肥大化し、それに「デタント」政策の下での対外債務が加わり、国家財政はひつ迫しているのである。

ブレジネフは、國家資本主義の成熟に規定された「効率化」を目玉とする「経済改革」を中金半端なし、七〇年代以降は逆に集権化

にしても、ソ連の矛盾と階級対立の激化は不可避免なのである。そこからの脱出は、社会革命以外にないのだ。

で提唱された「革新統一懇談会」であり、八一年五月に「全国革新懇」結成へと到つてゐる。

「革新懇」の結集軸の特徴は、地方自治体の（小）ブル的位置づけ——「自治体社会主義」——から、それを「政治革新の足場」と規定し、中央政府と地方自治体の対立として階級闘争を歪めていること、又、改憲、教育の反動化に対しても「市民道徳」を対置していること（「親、兄弟や隣人へのあたたかい愛情」「公衆道徳」「侵略戦争や暴力の贊美ではなく、眞に平和を愛する」等のブルジョア的価値観の防衛・維持を謳つたもの）、そして、「反国民的、反民主主義的策動」として現在の政治反動を規定し「國民主権、民主主義」をあげる等、愛国主義と祖国擁護を説き、社会主義革命を否定し、ブルジョア改良主義とすりあえていることである。

総評、共産党の「保革連合」構想、「革新懇」は、資本主義のもとでの「民主主義的」平和という卑屈な空想を煽るものである。危機の時代には彼らがブルジョアジーの直接の助力者として登場せざるをえないことを示し

総評 共産党的の「革新運動」構想、「革新運動」は、資本主義のもとでの「民主主義的」平和という卑屈な空想を煽るものである。危機の時代には彼らがブルジョアジーの直接の助力者として登場せざるをえないことを示し て いる。

共産主義者と労働者階級の任務は、日和見

の反撃を組織し

マルクス・レーニン主義通信

1982年12月10日

刑法改「正」—保安処分新設をめぐる情勢は、三月国会上程をひかえて重大な局面に突入している。更に、治安維持法の復活を狙う拘禁二法は、すでに国会に上程されている。これらの攻撃は、日本帝国主義の軍拡、行革と完全に照応しているのだ。帝国主義ブルジョア政府の打倒、帝国主義の一掃がただ労働者階級の闘いによってのみ実現されることを考えれば、これらの反動法案を葬り去るためには、すぐれて労働者の階級的闘いが要求されているのである。

戦時治安法体系めざす 刑法改「正」・拘禁一法を許さず

刑法改「正」—保安処分新設粉碎 来春国会上程を阻止せよ

十月二十五日、坂田前法相は、刑法改「正」法案を「来年三月には国会に提出したいと願っている。(総裁選の結果)どなたが法相になつてもやつてもらえると思う」と語っていた。そして秦野新法相は、「刑法改正は坂田前法相が来年三月をメドに法案を提出する方向でレールを敷いたので……そういう方向でやつてみたい」と語っている。刑法改「正」—保安処分新設攻撃は、今や一段と加速させられているのである。

現在推進されている刑法改「正」攻撃の特徴は、とりわけ保安処分において世論形成の装いをとっていることである。十月二日に西ドイツ、スイス、スウェーデン、フランスの視察から帰国した坂田は、「保安処分制度はどうこの国でも国民や医師の支持を受けており、わが国でもこの制度実現に意を強くした」、「保安施設への収容・退所を刑事裁判官の判断にゆだねるという外国のやり方は大変参考になった。わが国もこの方式でやれば問題はない」と述べた。更に、「環境づくり」の目玉として御用学者を中心に「治療処分を考える会」を作り、あらかじめ決められた国会上程の「結論」をひきだしたのであった。

又、このような支配者階級の動向を支えるものとなっているのが、マスコミのキャンペーンに他ならない。とりわけ顕著だったのが日航機墜落事故についてである。小田晋など反動的精神科医によって進められた日航機長の「精神鑑定」は、野放図な投棄などを全く無視して「妄想型分裂病」と断定し、同機長は、最も「近代的」=治安管理主義的な松沢病院に強制入院させられた。当初から「機長」「精神障害者」の差別キヤンペーンを行っていたブルジョア・マスコミは、これをうけて、「何故精神障害者」を野放しにしていたのか」と日航資本に迫り、管理強化の大合唱を展開したのであった。

更に重視しなければならないのは、日弁連

の政府当局への完全な屈服である。法務省は、この間の司法の反動化、反動的判例を前提に、日弁連に一定の譲歩の姿勢を示し、治療処分(保安処分)では、日弁連との観点の一致を見た。日弁連は、すでに三月二七日、「口語化」と「保安処分の分離」を打ち出し、対案作製路線を明確にしている。そして、野田意見書に依拠して、要綱案を公表してきたのであった。野田意見書は、「精神障害者」を「犯罪素因者」と見、保安処分イデオロギーと軌を一にしたものであり、徹頭徹尾糾弾しなければならない。日弁連の要綱案は、現在の精神医療が刑事政策の一翼となっていることを見ず、(現行)保安処分体制の再編を要求するものである(しかも、「初犯」をも対象にするなど、法務省案以上に「精神障害者」差別に貫かれている点もある)。支配者階級は、このような要求をも利用して保安処分体制の完成を目論んでいるのだ。七月三十日の厚生省全国精神衛生主管会議での「各県の精神衛生対策の総点検」の指示は、その一例である。そして、来年十月には、二十年ぶりに「精神衛生実態調査」を強行することを決定したのであった。

保安処分は、改めて言うまでもなく、「精神障害者」差別を突破口に、労働者人民への弾圧・抑圧をもたらすものである。それは、何よりも「精神障害者」に対する権力の犯罪に他ならない。すなわち、「精神障害者」=犯罪素因者」という差別的偏見により、「精神障害者」を隔離・収容するものである。各县の警察と結びついた精神衛生センター、保健所、医療機関等、地域的な治安管理網は強化されている。

更に保安処分は、それを基礎にすべての「精神障害者」を野放しにしていったのである。これが容認することは、自ら奴隸になりざることでしかない。「障害者」の闘いと連帯し、保安処分体制を解体せよ! 刑法改「正」の来春国会上程を阻止せよ!

治安維持法の再現=拘禁一法を葬れ

刑法改「正」—保安処分を見え、その下地作りとしてすでに上程されている監獄法改

反社会分子」=反(ブルジョア)国家分子を抹殺する狙いを秘めたものであり、「報國」へ向けた国民総動員の強力なテコとなることは明らかであろう。保安処分がもつ予防拘禁制は、戦前の戦時治安法体系が治安維持法への予防拘禁導入(四一年)をもって完成されたことと対比しうる。ボーランドで政治犯の一部が精神病院に収容されていること、「韓」国では百%刑事政策である「社会安全法」の保安処分によって徐俊植「ソ・ジュンシク」氏が永久投獄を強いられていることなどは対岸の火事では決してないのだ。

刑法改「正」—保安処分新設は、罪刑法定主義(いわゆる「罪を憎んで人を憎まず」という理念)をはじめとするブルジョア民主主義のたてまえをも自ら踏みにじるものである。だが、それに「人権擁護」を対置するだけでは決定的に不充分なのである。それは、単に刑法の階級的性格を忘れているという誤謬のみならず、日弁連、日本共産党などが、おしなべて現行精神衛生法で「精神障害者」の管理は可能であるという実践上の反動的結論に行きついていることからも明白である。

今問われているのは、労働者階級の闘いである。工場では労働強化の下で、肉体的・精神的磨滅を強いられ、企業保安処分として「障害者」は排除されている。否、「障害者」は初めから基本的権利を奪われている(例えば最低賃金法第八条等)。そして企業保安処分が、生産性向上運動に基づくサークルを細胞とするノ事業一家ノの大きなテコとなっているのは周知のことである。刑法改「正」—保安処分は、その国家版に他ならない。労働者が、奴隸状態に甘んじるならば、必ずや、自ら戦線を分断させ、保安処分体制に屈服し、「報國」運動に動員されてしまうであろう。

保安処分に反対する闘いは、現行保安処分(精神衛生法)体制に対する闘いぬきには空語である。「精神障害者」は、現行精神衛生法の下で隔離・収容・抹殺の攻撃にさらされており、無実の赤堀政夫氏は、「精神障害者」差別によって死刑に処せられんとしている。これを容認することは、自ら奴隸になりざることでしかない。「障害者」の闘いと連帯し、保安処分体制を解体せよ! 刑法改「正」の来春国会上程を阻止せよ!

マルクス・レーニン主義通信

悪（刑事施設法案）と留置施設法案のいわゆる拘禁二法は、治安維持法下の弾圧の再現をもたらすものである。

「通信」七一号で述べたように、「監獄法

III

「障害者」抹殺、帝国主義的婦人政策の一環 優生保護法改悪策動を粉碎せよ

再び三たび優生保護法改悪の策動が強まっている。今回の動きは、三月一五日の参議院での村上正邦（生長の家政治連合事務局長）の質問に端を発している。

森下前厚相は、それをうけて「早急に改正案を出したい」と明し、林新厚相も「国会提出を決意する前に国民のコンセンサス（合意）を見極めていく必要がある」（一二月一日）と、その「条件整備」に力を注ぐことを明らかにしている。

事実、七二年に上程された改悪案は、女性や「障害者」を先頭とする反対によって廃案になったのであるが、今回は、前回の「胎児チエック」と「適正年令における初回分娩指導」を除き、「経済的理由の削除」の一点にしぼって改悪を是が非でも成しとげんとしているのである。

生長の家政治連合は、「正統憲法実現」と「優生保護法改正」を二大目標としており、改悪キャンペーンの大きな一翼となっている。村上は次のように述べている、「胎児の生命尊重」というもとを正していかから、夕張炭鉱の爆発、ホテルの火災、日航機墜落、無差別殺人、赤ちゃんのコインロッカー、保険金目当ての殺人、家庭内暴力殺人事件等々、このような事件が起きる」と。この言葉に注意しなければならない。すなわち、彼らは「胎児の生命尊重」を口実に、ブルジョア社会秩序の回復を狙っているのである。

それは、七九年の自民党の「家庭基盤の充実に関する対策要綱」に謳う「出産育児と母性の保護の神聖な重要性は、単に女性と家庭にとってのみならず、わが民族の将来にとって極めて重視しなければならない」という「国家社会の中核的組織としての家庭」の強調に通じるものであり、「行政改革の理念」の一つたる「活力ある福祉社会」——「婦人はもとより……社会参加のための新たなプログラムを用意する」、「家庭や近隣、職場等において連帯と相互扶助が十分行われるよう、必要な条件整備を行う」（「基本答申」）——の一環に他ならない。

ブルジョアジーは、資本主義の腐朽に照応したブルジョア社会の頽廃の犠牲を、労働者家族に転嫁し（これは、女性が「家内奴隸」に落っこめられているかぎり、女性への抑圧を強めることになる）、一方で「雇用平等法」、

改悪の中心点は、①弁護人との交通、通信の著しい制限、②懲罰、武器使用の強化、③収容者の階級制＝分断の強化、④強制医療……、「代用監獄（留置所）制度の存続、等である」。

⑤代用監獄（留置所）制度の存続、等である」。

「監獄は社会の鏡である」と言われる。獄中の抑圧強化は、社会全体の抑圧強化と連動している。未決者と既決者を分断し、「社会的危険性」を基準にして収容者の差別・分断を行ひ、収容者の「飼い馴し」を目的とし、それの不可能なものは抹殺する——例えば強制医療（大阪拘置所での鈴木君虐殺や、最近暴露された横浜刑務所での電気ショックを見よ！）——刑事施設法案は、完全に刑法改正——保安処分新設とタイアップしている。

他方、①弁護人との交通の著しい制限、②労働力として使いすて、他方で家族制度を強め、その下で刑法第二十九章墮胎罪とともに貢金奴隸の生産を保障し、国力増大、戦争への動員を計らんとしているのである。それは又、労働運動の「産報化」とあわせ見るならば、事業一家家族親和の一大運動といえるのだ。

もうひとつ重視しなければならないのは、「障害者」や「四親等内に障害者をもつもの」の生命と人権の「尊重」は、まったく抹殺されていることである。このことは、ブルジョアジーの「生命尊重」が偽善であり、デタラメであることを暴露している。そもそも、ナチス断種法を継承する現行優生保護法（四八年公布）は、「優生学的見地から不良子孫の出生を妨ぐ」ことを目的とし、「障害者」抹殺をその本質としている。「障害者」は「役立たず」であるという差別思想を煽り、その責任を親におしつけ、親の手によつて「障害児」を抹殺させんという攻撃なのだ。保安処分と連動する優生保護法改悪が有する差別主義が、国家主義、侵略主義のテコとなることは、歴史が証明しているところである。

そして、「障害者」の女性が施設に入る場合には子宮を摘出しなければならないといふことを考えて、単純に「生む生まないは女性の自由」ということを対置できないことは明らかである。一部の側に富が蓄積し、大衆の側に貧困が蓄積する階級社会にあっては、被抑圧者には隸属の自由しかありえない。

もちろん労働者は、小ブルジョアのように子供の数によって生活が苦しくなるという側面のみを嘆くことはない。それは、プロレタリアートが減びることはなく、社会変革のための戦士が陸續と生まれることを知っているからである。墮胎罪や優生保護法とその改悪などは、「資本主義のおできを愈すものではなく、かえつてそれを、とくに被压迫大衆を苦しめる悪性の重い病気に転化させるだけである」（レーニン『労働者階級と新マルサス主義』）。

「障害者」抹殺と帝国主義的婦人政策の一環である優生保護法改悪策動を粉碎せよ！

主義

「監獄は社会の鏡である」と言われる。獄中の抑圧強化は、社会全体の抑圧強化と連動している。未決者と既決者を分断し、「社会的危険性」を基準にして収容者の差別・分断を行ひ、収容者の「飼い馴し」を目的とし、それの不可能なものは抹殺する——例えば強制医療（大阪拘置所での鈴木君虐殺や、最近暴露された横浜刑務所での電気ショックを見よ！）——刑事施設法案は、完全に刑法改正——保安処分新設とタイアップしている。

他方、①弁護人との交通の著しい制限、②労働力として使いすて、他方で家族制度を強め、その下で刑法第二十九章墮胎罪とともに貢金奴隸の生産を保障し、国力増大、戦争への動員を計らんとしているのである。それは又、労働運動の「産報化」とあわせ見るならば、事業一家家族親和の一大運動といえるのだ。

もうひとつ重視しなければならないのは、「障害者」や「四親等内に障害者をもつもの」の生命と人権の「尊重」は、まったく抹殺されていることである。このことは、ブルジョアジーの「生命尊重」が偽善であり、デタラメであることを暴露している。そもそも、ナチス断種法を継承する現行優生保護法（四八年公布）は、「優生学的見地から不良子孫の出生を妨ぐ」ことを目的とし、「障害者」抹殺をその本質としている。「障害者」は「役立たず」であるという差別思想を煽り、その責任を親におしつけ、親の手によつて「障害児」を抹殺させんという攻撃なのだ。保安処分と連動する優生保護法改悪が有する差別主義が、国家主義、侵略主義のテコとなることは、歴史が証明しているところである。

そして、「障害者」の女性が施設に入る場合には子宮を摘出しなければならないといふことを考えて、単純に「生む生まないは女性の自由」ということを対置できないことは明らかである。一部の側に富が蓄積し、大衆の側に貧困が蓄積する階級社会にあっては、被抑圧者には隸属の自由しかありえない。

もちろん労働者は、小ブルジョアのように子供の数によって生活が苦しくなるという側面のみを嘆くことはない。それは、プロレタリアートが減びることはなく、社会変革のための戦士が陸續と生まれることを知っているからである。墮胎罪や優生保護法とその改悪などは、「資本主義のおできを愈すものではなく、かえつてそれを、とくに被压迫大衆を苦しめる悪性の重い病気に転化させるだけである」（レーニン『労働者階級と新マルサス主義』）。

「監獄は社会の鏡である」と言われる。獄中の抑圧強化は、社会全体の抑圧強化と連動している。未決者と既決者を分断し、「社会的危険性」を基準にして収容者の差別・分断を行ひ、収容者の「飼い馴し」を目的とし、それの不可能なものは抹殺する——例えば強制医療（大阪拘置所での鈴木君虐殺や、最近暴露された横浜刑務所での電気ショックを見よ！）——刑事施設法案は、完全に刑法改正——保安処分新設とタイアップしている。

主義

「監獄は社会の鏡である」と言われる。獄中の抑圧強化は、社会全体の抑圧強化と連動している。未決者と既決者を分断し、「社会的危険性」を基準にして収容者の差別・分断を行ひ、収容者の「飼い馴し」を目的とし、それの不可能なものは抹殺する——例えば強制医療（大阪拘置所での鈴木君虐殺や、最近暴露された横浜刑務所での電気ショックを見よ！）——刑事施設法案は、完全に刑法改正——保安処分新設とタイアップしている。

マルクス・レーニン主義通信

△一頁下段からつづく

アに売り渡す結果へと導いたのであつた。

春闘共闘が「国民春闘」を掲げるのと並行

して、同盟・JCの春闘での主導力が強まつ

てきた。春闘共闘は、賃上げ闘争の困難性、

ストライキに対する独占資本、同盟・JC、

ブルジョアズコミ等の攻撃への屈服から、

ますます「制度的要求」「減税闘争」に重点

を移行したのである。「制度的要求」の

闘争とは、「政府に対する経済闘争」であり

組合主義的政治を強めることとなつた。

七四年以降の(過剰生産)恐慌の発現下で

社、共、総評らは「景気回復策」の採用を政

府・独占資本に請願するありさまであつた。

独占資本は、「減量經營」によって労働者の

経済的隸属を強めた。それは、社、共、総評

の無力さを明らかにし、同盟・JC主導の「

管理春闘」を形成したのである。この過程は

春闘共闘の唯一の「高成長」期の遺産たる「

戦闘性」の喪失でもあつた。

「国民春闘」は、「国民」に支持される運動を目的として、労働者の自主的闘い

の制限、ストなし春闘へと導かざるをえなかつた。そしてそれは、同盟・JCへの春闘共闘の追随を決定的にしたのである。春闘共闘の「現実路線」は、労働四団体共闘へと発展し、「統一要求」(実は同盟・JCの要求)の下に労働者の生活防衛の要求も抑制してきただけであった。^{玉一}

同盟・JC追随は、独占資本による労働強化、スト件数の低下、組合員数の低落、政治的権利の制限として進行した。そして、民間の総評離れてに続いて、全電通、全通、勤労本部指導部らのブルジョア化も促進したのである。組合主義の破産は、「經營危機」攻撃の前につづると労資協調主義を強め、公労協解体攻撃への無力さにも明らかとなつたのである。

同盟は、来春闘の賃上げ要求基準を7%とすることに決定した。これは昨年の9%より下回り、七九年の六・五%に次ぐ低水準の要求となつてゐる。この賃金自体の7%要求へ総評が同調し労働四団体の統一要求として打ち打たれるのである。春闘共闘は、中立労連の意向に沿い、八三国民春闘共闘会議の機構、人事の縮小を決定し、又、中立労連の全民労協への移行等を明らかにした。総評の解体の促進である。

総評の役割の低下とは、「国民春闘」の下でのブルジョア化、腐敗の深まりとして、同盟・JCのはっこを許す結果をもたらしたこと、これである。だが、「管理春闘」に対し、労働者の憤激が高まっており、この憤激を一つの奔流に組織すること、そしてこの闘いは、帝国主義的労働運動との対決として組織しなければならない。

「五年体制」の下で発展した総評は、その崩壊とともに、頽廃を深め、帝国主義的労働運動へと成長した。総評一春闘共闘へのど

のような幻想をも、いまや反動的である。新たな階級対立の激化が開始されんとしているのである。

「産報」化への道 全民労協を粉碎せよ

現代の「産業報国会」、帝国主義的労戦統一は、十二月十四日の全日本民間労働組合協議会(全民労協)発足へと進んでいる。

加盟条件、活動の方向をめぐる総評一同盟

・JCの争いは、総評民同の反動性を一層鮮明にしている。総評民同は、「基本構想」に

もとづく活動を承認しながらも、補強意見、選別排除等を掲げることで、全民労協の方向

を「左傾化」しようと、自らのブルジョア性を隠蔽せんとしているのである。

いうまでもなく総評民同の統一準備会・全民労協への参加は、総資本に対する総労働な

る立場から数が多ければ多い程、労働運動の

発展がかちとれるというずぶずぶの小ブル意

識を基礎に実施してきた。労働四団体共闘

の実践は、労戦統一の将来を示してはいない

だろうか。「管理春闘」は、同盟・JCへの

春闘共闘の追随によつて名をなさしめてきた

のであり、八〇年の実質賃金がマイナスを記録し、搾取率は飛躍的に上昇し、失業者も増加する等、労働者の生活を悪化させたのである。そしてこの一層の促進こそ帝国主義的労

戦統一の目指す道なのである。

帝国主義的労働運動の強化、すなわち「大右翼連合」・「ストライキ絶滅宣言」・「産業報国会」の道とは、今日進行する官公労働運動解体、官民分断を煽る人労凍結、行革・臨調路線の完成であり、戦争準備への積極的

すべての労働者、読者の皆さん！

わが同盟は、プロレタリア共産主義革命に向け、全力をあげて宣伝・煽動・組織の活動を遂行してきました。

日本帝国主義は、過剰生産と大衆の貧困

という資本主義に固有の矛盾に落ちこみ、

ますます腐朽化を強めています。「上層」

がこれまで通りの支配を続けることができ

ず、「下層」がこれまで通りの支配を望まないという「全国民的危機」の深まりのな

かで、資本家階級は、犠牲を労働者大衆に

転稼する以外に進む道を知りません。この

ような時期に登場した中曾根内閣は、軍拡

・改憲、行革を推し進め、危機の反動的克

服をめざす、歴史的画期をなす政権です。

又、危機の深まりのなかで、資本家階級

によって労働者階級のなかに派遣された社

会排外主義者たちは、帝国主義的労働運動

加担に他ならない。

全民労協は、「産業報国会」の決定の一歩であり、全民労協加盟を推進する総評民同、同盟・JCとの闘いを強めねばならない。

労働者は、「労働力を商品に転化させ、き

命にさだめている諸条件……を変更するためには、現代の社会、政治体制全体との革命的闘争が必要である」(レーニン「新しい殺りく」)ことを学ばねばならない。

総評民同の日和見主義は社会排外主義へと

成長した。そしてもう一つの社会排外主義者、日本共産党・統一労組懇は、人労凍結反対、行革反対を掲げながら、労働者を階級協調の道へ引きずりこまんとしている。彼らは、現在の支配の危機克服は、景気の回復であり、それこそが賃金の上昇も、財政危機も克服する道であり、そのためには「革新統一戦線の結集」が必要という珍理論を展開している。

公務員は「全体の奉仕者」たれと叫ぶことはそれこそが賃金の上昇も、財政危機も克服する道であり、そのためには「革新統一戦線の結集」が必要という珍理論を展開している。

在の支配の危機克服は、景気の回復であり、それこそが賃金の上昇も、財政危機も克服する道であり、そのためには「革新統一戦線の結集」が必要という珍理論を展開している。

公務員は「全体の奉仕者」たれと叫ぶことはそれこそが賃金の上昇も、財政危機も克服する道であり、そのためには「革新統一戦線の結集」が必要という珍理論を展開している。

在の支配の危機克服は、景気の回復であり、それこそが賃金の上昇も、財政危機も克服する道であり、そのためには「革新統一戦線の結集」が必要という珍理論を展開している。

年末一時金の圧倒的カンパを